

公益財団法人仙台こども財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人仙台こども財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支える機運を醸成するとともに、子どもや子育て家庭をめぐる課題や多様化するニーズに的確に対応しながら、子どもを中心とした社会づくりを進め、もって「子育てが楽しいまち・仙台」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもや子育て家庭からの意見聴取
- (2) 子どもの居場所づくり支援
- (3) 子ども・子育て支援団体等とのネットワーク構築
- (4) 子ども・子育て支援団体や企業等との連携・協働による子どもや子育て家庭に対する支援及び子育て環境づくり
- (5) 子ども・子育て支援に関する調査・研究
- (6) 「子育てが楽しいまち・仙台」に係る情報発信
- (7) 子ども・子育て支援団体の育成支援
- (8) 公共的団体が行う子ども・子育て支援に関する事業の受託
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に掲げる書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び事業報告の附属明細書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項に掲げる書類（定款を除く。）は、毎事業年度の終結後3か月以内に、宮城県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産の残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員 5 名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ト 理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係があるもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁

の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者が含まれていないものであること。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に係る決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、評議員会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(報告の省略)

第21条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、評議員会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。

4 第2項の理事長及び第3項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第2項の専務理事をもって同法第197条において準用される同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれていてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係にあつてはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を執行するとともに、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務の執行に関する職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を執行するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務の執行に関する職務を代行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事の権限は、理事会において別に定める。

6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。

(5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 基本財産の管理等に関する必要事項の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 事務局長の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第31条の責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度ごとに2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、法令及び前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続

を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、理事会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。

3 第1項に定めるもののほか、理事会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産の残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に仙台市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、仙台市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項の職員以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等の支給基準
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び収支計算書等
- (9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(剰余金の不分配)

第53条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

附 則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益法人の認定の登記の日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の設立時理事及び設立時監事は、別紙理事・監事名簿のとおりとする。

3 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市

別表 設立時の基本財産（第5条関係）

拠出する設立者	仙台市
財産種別	預金
価額	3,000,000円

令和7年4月1日

公益財団法人仙台こども財団 評議員名簿

氏名
加藤 道代
萱場 久悦
郷家 貴光
郷湖 伸也
佐々木 洋
三浦 じゅん
油井 由美子

公益財団法人仙台こども財団 理事・監事名簿

役職	氏名
理事長（代表理事）	湯浅 誠
理事	菅野 澄枝
理事	今野 彩子
理事	佐々木 綾子
理事	須藤 誠
理事	立岡 学
理事	羽山 暁子
理事	宮野 憲子
理事	吉田 浩
監事	大関 裕史
監事	飛松 教子